

## 令和元年度第1回 三重県公衆衛生審議会健康管理危機管理部会 議事概要

日時： 令和2年1月29日(水) 19:30~21:00

場所： 吉田山会館2階 第206会議室

出席者： 資料(出席者) 参照

議事概要：

### (1)新型コロナウイルスに関連した感染症の現状について

事務局より資料1に基づき報告があった。

委員からは、軽症と判断された時の対応について、自宅待機としてよいのか、自宅待機の期間をいつまでとすればよいのか確認があり、参考資料1によりウイルス検査陽性の場合の自宅待機について説明を行った。期間については明確なものはないとの回答があった。

### (2)今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の県内発生に備え、診療体制の在り方について、事務局より資料2に基づき報告があった。

#### ○論点(1)(2)

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の指定感染症として位置づけられたため、法が適用される2月7日移行は、感染症法に基づく対応となるが、それまでの間の対応については定められていない。そこで、

- ・2月7日までの間に検査が陽性となった場合については、法に基づく入院勧告はできないものの、感染症指定医療機関(第一種、第二種)で入院治療を行う方針としてはどうか？

との事務局提案があり、了承された。

#### ○論点(3)

症例定義によって異なるが、2月7日の感染症法の適用後も、疑いにて検査中の段階では、感染症指定医療機関に入院勧告できない可能性が高く、入院加療が必要な場合で、検査に要する数日間の治療をどこで行うかについての論点が示された。

- ・感染症指定医療機関でない病院において検査を実施する場合で、個室での入院管理など院内感染対策が実施できる場合は、結果が判明するまでの間、自院で入院加療をすることを前提としてはどうか？
- ・無床診療所や院内感染対策が難しい中小病院において検査を実施する場合で、入院加療が必要な場合は、感染症指定医療機関へ紹介することとしてはどうか？

との事務局提案があり、了承された。

診察中に疑い患者と判明する可能性もあるため、上記の方向性は理解されるものの、2週間以内に武漢渡航歴があり、発熱しているなど新型コロナウイルス感染症が強く疑われる患者については、院内感染対策の観点からも、受け入れ医療機関にとっては、事前に連絡を受ける形が望ましいとの意見があった。

武漢への渡航歴等がある方については、直接医療機関へ受診しないよう周知が行われているところである。1月29日付で県庁に設置された相談窓口や保健所等へ問い合わせがあった際には、新型コロナウイルス感染症の疑いがあれば、対応可能な病院へ依頼するなどリスク評価を行っていくこととなった。

また、武漢市からの旅行者などが直接来院した場合に備え、医療機関の入り口にポスターを掲示するなどの取り組みが望まれるとの意見も出された。

武漢市が1月23日に封鎖されたこと、潜伏期が最大2週間程度であることを考慮すると、2月7日頃までは、1月23日までに入国した武漢訪問歴のある方が発病する可能性がある。

そこで、2月7日頃までは、感染リスクの高い武漢と関連する方の対応が主となる。一方、2月7日以降については、現行の症例定義に当てはまる方が少なくなるため、国内でのヒトヒト感染の状況にもよるが、対応方針は大きく変わってくるのが想定される。

上記状況を踏まえ、委員からは、武漢と関連するリスクの高い方がいる現時点において、疑い患者をいかに見つけ、地域での感染拡大を防ぐかが重要との意見が出された。

#### ○論点(4)(5)

県全体で基本的な方針を示すものの、各地域において事情は異なるため、地域における診療体制を検討するにあたっては、

- ・保健所単位で検討することとしてはどうか？

との事務局提案があり、了承された。

なお、委員から保健所単位での対応が大きく異なることのないようにとの意見があった。

検査については、本日(1月29日時点)、三重県においても実施可能となったとの報告があった。委員からは、発熱がなくとも肺炎を生じている例があるなど、国から示された症例定義以外での陽性例もみられているとのコメントがあった。

状況の変化に応じて対応していく必要があり、また、検査の実施の判断については、個々の状況にもよるため、

- ・診療した医師と保健所とで協議し検査の実施を決定していくこととしてはどうか？

との事務局提案があり、了承された。

検査の実施の基準について委員から質問があり、国の方針を原則としつつも個々の状況に応じて検討させていただくため、保健所へ相談していただきたいとの回答があった。

委員からは、保健所は夜でも対応可能かどうか、また検査キットを届けるのに時間がかかる場合は、どこかに置いておくことは可能か？との質問があり、守衛を通じての対応であるが、保健所は24時間対応していること、キットを一定の場所に置いておくことも、個々に検討させていただく旨の回答があった。

○資料3 相談窓口について、資料4 三重県の対応状況について事務局より説明があった。

○ 全体を通じて

本審議会で示した方向性を主に、保健所を中心に郡市医師会、病院等の関係者において、地域での診療体制について協議を進めていくこととなった。

2月7日に新型コロナウイルス感染症が指定感染症として法的に位置づけられること、その頃は武漢閉鎖後の2週間後となることを踏まえ、2月7日までの対応と、その後の対応については変化する可能性があることを踏まえ対応を検討していくこと。また、状況に応じて、県全体での方向性を検討する必要がある際には、本審議会を開催することが確認された。